

宮崎県ゴルフ場ガイドブック制作業務委託仕様書

1. 事業の名称

宮崎県ゴルフ場ガイドブック制作業務

2. 目的

国内外からのゴルファー誘客のための広報ツールとして、宮崎県内のゴルフ場を紹介するガイドブックを作成し、配布及びホームページ掲載により周知することで、宮崎への誘客拡大を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年12月28日（木）まで

4. 業務委託の内容

宮崎県ゴルフ場ガイドブック制作事業を実施するものとし、委託内容は次のとおりとする。

(1) ガイドブックの作成

①規格

- ・ A5サイズ（ただし、それ以外の規格で適当なものがあれば、別途提案すること）、全ページカラー印刷。それ以外の仕様については、各自で設定すること。

②部数

- ・ 3,300部

・ 日本語	600部
・ 英語	900部
・ 韓国語	900部
・ 中国語繁体字・中国語簡体字	それぞれ450部ずつ

③掲載内容

- ・ 宮崎県内に存する27箇所のゴルフ場に関する情報を掲載すること。
- ・ 国内外からの幅広い年代のゴルファーが親しめる内容とすること。
- ・ 宮崎県のゴルフ環境の知名度、好感度ブランド力の向上に結びつく内容とすること。
- ・ 宮崎県のゴルフ環境（ゴルフ場、気候）、食事や観光など県の強みを踏まえた内容とすること。

④電子化

- ・ 完成後は、ホームページに掲載できるよう、電子データ（PDF形式）を納品すること。

⑤多言語化

- ・ インバウンドの受入拡大に向けた多言語化（日本語、英語、韓国語、中国語繁体字・簡体字）を行うこと。
- ・ 多言語化する際は、地域特有の言い回しや表現等は避け、一般的な表現を用いること。

(2) その他

- ・ 業務内容やスケジュール等については、県と協議の上、最終決定すること。
- ・ 進捗状況については、随時、県へ報告すること。
- ・ 委託期間終了後（3年程度）であっても、掲載情報は更新する必要がある場合、県からの指示があれば、受託者がデータを更新してPDF形式で提供すること。

5. 成果品

受託者は次の成果物を委託者へ提出しなければならない。なお、本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、県の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、成果物の差し替えを行うこととする。

- (1) 成果報告書（正本1部、副本1部）
- (2) ガイドブック（部数は最終決定した数量）
- (3) 電子データ（PDF形式）1部

6. 第三者委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

7. 著作権の取扱い

- (1) 本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属し、本県の許可なくして使用・流用してはならない。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術、ブランド等に関する権利（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、宮崎県は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

受託者は、納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下、「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。

- ② 受託者が従前から所有していた素材等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

8. 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び調査実施にあたって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 事業内容の詳細については、企画競争により請負業者が特定した後、県との協議により変更することがある。
- (3) 受託者は、契約後、本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書をすみやかに作成し、県の承認を得ること。
- (4) 各業務にかかる撮影、編集、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。